

■ 4条1項11号

不服 2024-019202

＜本願商標＞

CYRECO

第42類「ECサイト及びふるさと納税に関する電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，ECサイト及びふるさと納税に関するウェブサイトの作成又は保守，ECサイト及びふるさと納税に関するコンピュータプラットフォームの開発，ECサイト及びふるさと納税に関するインターネットセキュリティに関する指導及び助言，ECサイト及びふるさと納税に関するウェブサイトの設計に関する助言，ECサイト及びふるさと納税に関するコンピュータプログラムの複製，電子計算機・自動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，ECサイト及びふるさと納税に関する電子計算機用プログラムの提供，ECサイト及びふるさと納税に関するコンピュータソフトウェアの貸与，ECサイト及びふるさと納税に関するオンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供（SaaS），ECサイト及びふるさと納税に関するコンピュータソフトウェアプラットフォームの提供（PaaS）」及び第36類

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標1：**サイレコ**

第42類「人事・労務及び行動・活動を分析するコンピュータシステムの設計・構築，システムのアクセスログに基づく行動・活動の予測・分析用コンピュータプログラム及びコンピュータシステムの設計・構築，人事関連分析・行動分析に使用するコンピュータプログラムの提供・貸与」及び第35類、第41類

引用商標2：

第42類「人事・労務及び行動・活動を分析するコンピュータシステムの設計・構築，システムのアクセスログに基づく行動・活動の予測・分析用コンピュータプログラム及びコンピュータシステムの設計・構築，人事関連分析・行動分析に使用するコンピュータプログラムの提供・貸与」及び第35類、第41類

引用商標3：

第42類「人事・労務及び行動・活動を分析するコンピュータシステムの設計・構築，システムのアクセスログに基づく行動・活動の予測・分析用コンピュータプログラム及びコンピュータシステムの設計・構築，人事関連分析・行動分析に使用するコンピュータプログラムの提供・貸与」及び第35類、第41類

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「CYRECO」の欧文字を横書きしてなるところ、当該文字は、一般的な辞書等に載録された既成語ではなく、我が国において何らかの意味を有する語として親しまれているという事情も見いだせないことから、特定の意味を有しない造語として理解されるものである。

そして、特定の意味を有しない造語にあつては、我が国において広く親しまれているローマ字読み又は類似の英単語の読みにならって称呼されるのが自然であるところ、「CYRECO」の文字の構成中「CY」の文字は、「cym b a l（シンバル）」「cyn i c a l（シニカル）」等の英単語に照らせば「シ」と、「p o l i cy（ポリシー）」「j u i cy（ジューシー）」等の英単語に照らせば「シー」と、「cyb e r（サイバー）」「cyc l e（サイクル）」等の英単語に照らせば「サイ」と称呼されるものといえ、それに続く「RECO」の文字を合わせれば、その構成文字全体からは、「シレコ」、「シーレコ」又は「サイレコ」の称呼が生じ得る。

したがって、本願商標は、「シレコ」、「シーレコ」又は「サイレコ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

ア 引用商標1は、「サイレコ」の片仮名を横書きしてなるところ、当該文字は、一般的な辞書等に載録された既成語ではなく、我が国において何らかの意味を有する語として

親しまれているという事情も見いだせないことから、特定の意味を有しない造語として理解されるものである。

したがって、引用商標 1 は、「サイレコ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

イ 引用商標 2 は、・・・、灰色で「s a i」の欧文字及び「r e c o」の欧文字（「s a i」に比して「r e c o」が太く書されている。以下、合わせて「両欧文字部分」という。）を書し、両欧文字部分の間に、橙色の放射状の図形（以下「引用 2 図形部分」という。）を配した構成からなるところ、両欧文字部分と引用 2 図形部分とは、異なる色彩で、重なり合うことなく配置されており、視覚上、分離して看取し得るものである。

そして、引用 2 図形部分は、特定の事物を表すものとして認識されているものではないから、これよりは特定の観念は生じない。

また、両欧文字部分の「s a i r e c o」の文字は、一般的な辞書等に載録された既成語ではなく、我が国において何らかの意味を有する語として親しまれているという事情も見いだせないことから、特定の意味を有しない造語として理解されるものである。

そうすると、引用 2 図形部分と両欧文字部分の間には、観念上のつながりもなく、両者を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとはいえず、引用商標 2 は、その構成中顕著に表された両欧文字部分が、独立して出所識別機能を有する要部となり得るものである。

したがって、引用商標 2 は、その要部である「s a i r e c o」の文字に相応して、「サイレコ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

ウ 引用商標 3 は、・・・、灰色で「サイ」の片仮名及び「レコ」の片仮名（「サイ」に比して「レコ」が太く書されている。以下、合わせて「両片仮名部分」という。）を書し、両片仮名部分の間に、橙色の放射状の図形（以下「引用 3 図形部分」という。）を配した構成からなるところ、両片仮名部分と引用 3 図形部分とは、異なる色彩で、重なり合うことなく配置されており、視覚上、分離して看取し得るものである。

そして、引用 3 図形部分は、特定の事物を表すものとして認識されているものではないから、これよりは特定の観念は生じない。

また、両片仮名部分の「サイレコ」の文字は、一般的な辞書等に載録された既成語ではなく、我が国において何らかの意味を有する語として親しまれているという事情も見いだせないことから、特定の意味を有しない造語として理解されるものである。

そうすると、引用 3 図形部分と両片仮名部分の間には、観念上のつながりもなく、両者を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとはいえず、引用商標 3 は、その構成中顕著に表された両片仮名部分が、独立して出所識別機能を有する要部となり得るものである。

したがって、引用商標 3 は、その要部である「サイレコ」の文字に相応して、「サイレコ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、それぞれ上記 (1) 及び (2) のとおりの構成からなるところ、外観においては、両商標は、図形の有無の差異や構成文字の差異により、明確に区別できる。

また、称呼においては、本願商標から生じ得る複数の称呼のうちの一つである「サイレコ」の称呼を共通にする場合があるが、その他の称呼は、構成音が相違し、構成音数も異なるなど、明瞭に聴別できる。

また、観念においては、いずれも特定の観念は生じないため、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないものであり、本願商標より複数生じ得る称呼の一において共通するとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであつて、外観においては明確に区別できるものであるから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、役務の出所について誤認混同を生じるおそれはなく、非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、その指定役務について比較するまでもなく、商標法第 4 条第 1 項第 11 号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第 4 条第 1 項第 11 号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**CYRECO**」と引用商標「**サイレコ**」等は、観念において比較できないものであり、本願商標より複数生じ得る称呼の一において共通するとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、外観においては明確に区別できるものであるから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、役務の出所について誤認混同を生じるおそれはなく、非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

今回の事件も、近年の審決でよく見られる、「複数生じ得る称呼の一において共通するとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できる」という点が考慮され、外観と観念の違い等を踏まえて総合的に見れば、本願商標と引用各商標は非類似であると結論付けられています。

この点、審決では「CY」の文字が含まれる英単語の例を挙げて、これより「シ」、「シー」、「サイ」と称呼される場合があると述べていますが、「c y m b a l」や「c y n i c a l」といった英単語が、ぱっと想起できる日本人はどれくらいいるものか疑問です。

また、「p o l i c y」や「j u i c y」のように、語尾に「CY」の文字が付く英単語というのは、語頭に「CY」の文字が付く本願商標「CYRECO」の読み方を検討する上では適切ではないように思います。

そして、やはり「CY」の文字が付く英単語と言えば、「c y b e r」や「c y c l e」などのように、「サイ」と読むのが、我が国では一般的ではないでしょうか。そもそも、請求人が「株式会社サイバーレコード」なのですから、本願商標「CYRECO」は「サイレコ」の称呼を意図したものであると（需要者等の心証としても）考えるのが自然ではないでしょうか。

そうすると、本願商標「**CYRECO**」からもっとも自然に生じる称呼は「サイレコ」であるから、これが共通する点を重視して、本願商標と少なくとも引用商標1「**サイレコ**」とは類似の商標であるとする考え方もできたのではないかと、個人的には思います。

なお、少し前の審決で、「」と「**TYRONE**」が非類似と判断された事件（不服 2025-003433）があり、本審決とよく似た理由付けがされています。審判官は異なるようですが、本事件の判断は、この審決の判断に引っ張られたのかなという印象です。

（弁理士 永露 祥生）

< 2025年11月30日 >